

求菩提資料館等の指定管理者の指定に関する議案の提案に対する
意見の申出について（報告）

平成30年12月定例県議会に提案される標記議案について、別紙1のとおり知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき臨時代理し、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

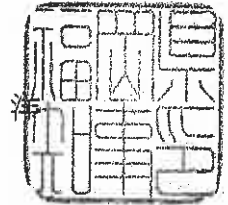
平成30年12月3日
教 育 長

30教総第1505号

平成30年11月26日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小川



議案の提出に係る意見の聴取について（依頼）

平成30年12月定例県議会に、求菩提資料館等の指定管理者の指定に係る議案を別紙のとおり提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴教育委員会の意見を求めます。

第一八〇号議案

求菩提資料館等の指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成三十年十二月三日提出

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
求菩提資料館	豊前市大字 吉木九五五 番地	豊前市	平成三二年四月 一日から平成三 六年三月三十一日 まで
甘木歴史資料館	朝倉市菩提 寺四二二番 地二	朝倉市	平成三二年四月 一日から平成三 六年三月三十一日 まで
柳川古文書館	柳川市本町 八七番地一	柳川市	平成三二年四月 一日から平成三 六年三月三十一日 まで
福岡県立総合射 撃場	福岡市博多 区東平尾公 園二丁目一 番四号	公益財団法人福岡 県スポーツ振興セ ンター	平成三二年四月 一日から平成三 六年三月三十一日 まで

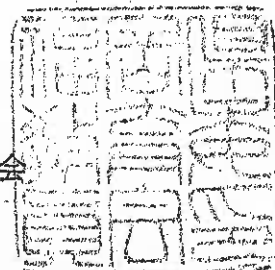
理由

九州歴史資料館条例（昭和六十年福岡県条例第四号）第九条及び福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和六十三年福岡県条例第二十一号）第六条の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により県議会の議決を求めるものである。

30教総第1833号
平成30年11月26日

福岡県知事 殿

福岡県教育委員会



求菩提資料館等の指定管理者の指定に関する議案の提案に対する
意見の申出について（回答）

（対11月26日30教総第1505号）

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。